

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ケイビー恒産 代表取締役 坂東 敬子
【住所又は本店所在地】	京都市伏見区山崎町343番地1-503
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和3年12月3日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	T O W A 株式会社
証券コード	6315
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ケイビー恒産
住所又は本店所在地	京都市伏見区山崎町343番地1-503
事務上の連絡先及び担当者名	T O W A 株式会社 経営企画本部 企画部 松本 幸恵
電話番号	075（692）0251

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	坂東 幸子（相続人代表 坂東 敬子）
住所又は本店所在地	京都市伏見区山崎町
事務上の連絡先及び担当者名	T O W A 株式会社 経営企画本部 企画部 松本 幸恵
電話番号	075（692）0251

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書NO.17
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年4月9日
訂正箇所	令和3年8月10日に提出いたしました変更報告書No.17の記載事項に一部記載漏れがございましたので、訂正報告書を提出いたします。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ケイビー恒産
住所又は本店所在地	京都市伏見区山崎町343番地1-503
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ケイビー恒産
住所又は本店所在地	京都市伏見区山崎町343番地1-503

旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	京都市伏見区桃山築前台町32番地 1